

消防の動き



2012
8
No.496

- 消防法の一部を改正する法律の概説
- 災害対策基本法の一部を改正する法律の概説



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消防法の一部を改正する法律の概説	4
------------------	---

災害対策基本法の一部を改正する法律の概説	6
----------------------	---

平成24年 8月号 No.496

巻頭言 判断（国民保護・防災部長 大庭 誠司）

Report

平成23年（1月～12月）における火災の状況（確定値）	10
平成23年1月～12月中の製品火災に関する調査結果	13
消防活動用バイクの活用状況等について	15

TOPICS

安全功労者・消防功労者表彰式	19
「平成24年度危険物安全週間」推進行事の実施結果	20
敬老の日に「火の用心」の贈り物。 [身近な防火・防災] プロジェクト ～住宅防火・防災キャンペーン～	21

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊動態情報システムについて	23
---------------------	----

消防通信～北から南から

高知県 高知市消防局「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」	25
-------------------------------------	----

消防通信～望楼

茨城県立消防学校（茨城県）／坂戸・鶴ヶ島消防組合（埼玉県）／ 廿日市市消防本部（広島県）／松山市消防局（愛媛県）	26
---	----

消防大学校だより

救助科（第65期）	27
危険物科（第7期）	28

広報資料（9月分）

9月9日は救急の日	29
事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	30

INFORMATION

警防業務リーダー講習会の開催について	31
6月の主な通知	32
広報テーマ（8月分・9月分）	32



■表紙
前橋市消防局
大規模震災対応訓練

判断



国民保護・防災部長 大庭 誠司

平成23年3月11日午後2時46分、総務省のビルがグラッと揺れる。すぐさま活動服に着替え、消防庁の危機管理センターに走る。100人を超える職員が直ちに地震の規模、被害状況の把握に取りかかる。

各県に被害状況の報告を依頼するとともに、震度が大きかった地域の消防本部には、直接電話をして被害を確認する。

一方、緊急消防援助隊を岩手、宮城、福島の主な被災3県以外から派遣してもらうべく調整に入る。

被災県の災害対策本部に対して、消防庁から現地の調整要員を送る。

主な被災3県以外であっても関東以西もそれなりに揺れたため、自地域の救助・救急の対応も必要になる。刻々と被災の状況が入ってくる中で、緊急消防援助隊の出動をお願いし、また、各県の航空隊（ヘリ）の出動もお願いする。

そういう津波被災地等への災害救助活動について調整を行っている中で、福島第一原子力発電所の事故の情報が入る。ここにも、東京消防庁のハイパーレスキュー隊等へ対応を依頼する等々、あっという間に消防庁の危機管理センターでのカオスの一週間が経過。

今回の危機への対応を通して、また、福島県庁に在籍していた当時、平成10年夏の豪雨災害を県災害対策本部で切り盛りした経験や、内閣官房に在籍していた当時、平成16年10月23日の中越地震、平成17年3月20日福岡西方沖地震について、官邸で対応した経験から、危機管理に最も必要なものは「その場で（最善の）判断を下す。」ことと確信している。

地方自治体のトップにしても、企業のトップにしても災害時や事故時には、瞬時に判断を求められる事案が次々に求められる。

- ① 判断を求められるまでに、修得した知識、災害対応訓練、過去の災害への対応経験等を基礎として、
- ② 組織の能力を正確に把握した上で、
- ③ 分かる範囲で災害・事故の全体像を捉え、
- ④ 最大多数の命を助ける、被害の拡大を防ぐという視点に立ち、

判断を下すべきである。最も避けなければならないのは、判断をしないことや判断を先送りすることではないだろうか。後から振り返り、実は、こうした方が良かった、こうした判断の方が正しかったということは、それはそれ。

しかし、災害対策のまさに現場では、叡智を結集して、トップが判断し、説明責任を負うべきである。

そのために、日頃から、最後はトップ自身がそういう場面から逃げられないことを十分認識することが重要である。その認識に立ったうえで、トップが日頃から危機管理に関する知識の修得、訓練等を行うべきである。

帝京大学の志方教授によると、東京都の防災訓練はトップである都知事の判断力を養うためにあると言っても過言ではないとのこと。

例えば、Cテロが発生したが救助力が限られる場合、(A) 少数の救助者がいる一番命の危ういホットゾーンに救助力を投入するか、(B) 多数の救助者がいるが危険の程度が落ちるウォームゾーンに救助力を投入するのか、そういうギリギリの、(A) か (B) かの決断力を養うのだそうだ。

今後の大規模な災害、事故に備えるために国をはじめ、地方自治体や企業におけるトップのより一層の意識改革と鍛錬が求められる。

少しでも多くの人を救い、被害を少なくするためにも。

消防法の一部を改正する法律の概説

予防課

1 改正法案の経過

消防庁では、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模・高層ビルを中心にビル全体の防災管理を強化する必要性が高まるとともに、近年、建築物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心として多数の死者を伴う火災被害が頻発していること、また、検定を未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が発生していること、さらには、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分け（以下「公益法人事業仕分け」という。）において、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出されたこと等を背景に、「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）（平成23年12月予防行政のあり方に関する検討会）及び「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」（平成24年1月30日消防審議会）が取りまとめられたことを踏まえ、高層建築物等における防火管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機器等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講ずる必要があることから、第180回国会（平成24年通常国会）に「消防法の一部を改正する法律案」（閣法第49号）を提出しました。

同法案については、平成24年4月19日に参議院総務委員会において審議、同日、可決、翌20日に参議院本会議で同じく可決し、続いて6月19日に衆議院総務委員会において、審議、同日、可決、同日、衆議院本会議で同じく可決、成立し、6月27日に公布されました（平成24年法律第38号）。

以下、改正後の消防法の概要を紹介します。

2 改正後の消防法の内容

今回、火災被害の軽減を図る等のために、大きく分けて以下の4点について改正を行いました。

- ①雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化
- ②消防機関による火災調査権の拡大
- ③消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充
- ④消防用機器等の「検定」制度等の見直し

1. 雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化

(1) 雑居ビル等について、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務付け（第8条の2関係）

現行制度では、高層建築物や比較的規模の大きい建築物等で管理権原者が複数となるものについては、共同で

防火管理を行うこととされており、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理として共同で実施すべき事項について管理権原者間で協議して定めることを義務付け、これらの事項を定めた場合には、消防機関に届出を行わなければならないこととしています。

また、共同防火管理を実施している建築物等においては、消防法施行規則に基づき、管理権原者間で協議すべき事項の一つとして「統括防火管理者」を定めることとされていますが、その役割や権限が法令上においても明確でないことなどから、例えば建築物全体での避難訓練等の実施に支障を生じる等の課題が指摘されています。

こうしたことから、消防法において、管理権原者に「統括防火管理者」の選任を義務づけ、統括防火管理者に建築物全体の防火管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物全体の避難訓練等の実施等の建築物全体の防火管理上必要な業務を行わせるとともに、建築物全体の防火管理を実効性のあるものとするために、各防火管理者に対して必要に応じて指示をすることができることとしました。

(2) 大規模・高層建築物等について、建築物全体の防災管理業務を行う「統括防災管理者」の選任を義務付け（第36条関係）

大規模・高層建築物等で管理権原者が複数となるものについては、共同で防災管理を行うこととされており、共同防火管理と同様に、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理として共同で実施すべき事項について管理権原者間で協議して定めることを義務付け、これらの事項を定めた場合には、消防機関に届出を行わなければならないこととしています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都市部の高層ビルを中心に激しい揺れに伴う人的・物的被害が発生したことや、在館者の避難に関連して混乱が生じたことを鑑みて、統括防火管理者と同様に、消防法において、管理権原者に「統括防災管理者」の選任を義務付け、統括防災管理者に建築物全体の防災管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物全体の避難訓練の実施等の建築物全体の防災管理上必要な業務を行わせるとともに、建築物全体の防災管理を実効性のあるものとするために、各防災管理者に対して必要に応じて指示をすることができることとしました。

2. 消防機関による火災原因調査権の拡大（第32条関係）

現行制度では、火災原因調査を行うために消防機関に



付与されている権限のうち、質問権は「関係のある者」（およそ何らかの関係を有する者一切）に対し付与されている一方で、資料提出命令権及び報告徴収権は「関係者」（建築物等の所有者、管理者又は占有者）に限られています。

このため、消防機関が製品火災に係る火災原因調査を行うに当たって、製造・輸入業者に対して資料提出等を求めた場合に、製造・輸入業者から協力を拒否される事例も発生しています。

こうしたことから、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与することとしました。

3. 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充（第21条の8、第21条の13、第21条の16の6、第41条等関係）

現行制度では、消防用機器等のうち、一定の形状等を有しないことにより、火災発生時に必要な機能を発揮できず、その結果、国民の生命・財産に重大な支障を生ずるおそれのある品目については、「検定」又は「自主表示」の対象とし、粗悪品が市場に流通しないよう販売規制を課しています。

しかしながら、現行の消防法では、規格不適合品や規格適合表示のない検定品・自主表示品を市場に流通させた場合には、罰則（30万円以下の罰金）があるのみで、販売業者等による自主的な回収を行政指導として要請しているところです。

こうしたことから、検定の未受検事案及び不正受検事案が発生していることも踏まえて、日本消防検定協会（以下「検定協会」という。）又は登録検定機関は、不正な手段により検定に合格した消防用機器等の検定合格の決定を取り消すことができることとし、販売業者等が、規格不適合品や規格適合表示のない検定品・自主表示品を市場に流通させた場合には、総務大臣は、回収等を命ずることができること（回収等の命令に違反した法人には最高1億円の罰金刑）としました。加えて、規格不適合品や規格適合表示のない検定品・自主表示品を市場に流通させた場合における罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとしました。

4. 消防用機器等の「検定」制度等の見直し

(1) 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進（第21条の46関係）

公益法人事業仕分けにおいて、「検定」については実質的な民間参入ができるように見直しを行うこととの判定を受けたことを踏まえ、民間参入に係る初期投資のコストを引き下げるために、登録検定機関の登録要件である試験設備の「保有」要件を緩和することとしました。

(2) 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その実施方法を明確化（第21条の2関係）

公益法人事業仕分けにおいて、個別検定については、抜取検査である旨を明確にすることとの判定を受けたことを

消防法の一部を改正する法律の概要

【背景】
○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模・高層ビルを中心にビル全体の防災管理を強化する必要性が高まるとともに、近年、建築物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心として多数の死者を伴う火災被害が頻発
○ 検定を未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が発生
○ 公益法人事業仕分け（平成22年5月）において、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果

【改正概要】

- ① 雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化
 - 複合ビルについて、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務づけ、統括防火管理者に対して各防火管理者への指示権を付与
 - 大規模・高層の建物については、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防災管理者」の選任を義務づけ
- ② 消防機関による火災調査権の拡大
 - 火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与
- ③ 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充
 - 検定を未受検・不正受検の消防用機器等が市場に流通した場合における総務大臣による回収等の命令権を創設（最高1億円以下の罰金刑）
 - 未受検の消防用機器等を市場に流通させた者に対する罰則の引き上げ（30万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科刑））
- ④ 消防用機器等の「検定」制度等の見直し
 - 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進
 - 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その趣旨及び自主的検査方式の導入を含む手続を明確化
 - 日本消防検定協会の業務のうち「検定」と紛らわしい「鑑定」に代えて、「製造業者等の依頼に基づき評価業務を行うこと」を業務として規定
 - 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して、検査記録の作成・保存を義務づけ

【施行期日】 平成25年4月1日（上記①：平成26年4月1日）

踏まえて、「個別検定」の名称を「型式適合検定」に改め、その実施方法について総務省令で定めることとしました。

(3) 検定協会の業務のうち「鑑定」を廃止（第21条の36関係）

公益法人事業仕分けにおいて、「鑑定」については、住宅に設置義務のない消火器が「検定」であるのに対し、設置義務のある住宅用火災警報器が「鑑定」であることが制度上疑問であるなどの理由により、廃止することとの判定を受けたことを踏まえて、検定協会の業務のうち「鑑定」に代わり、「製造業者等からの依頼に応じて評価業務を行うこと」を業務として規定することとしました。

(4) 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して、検査記録の作成・保存を義務付け（第21条の16の3関係）

公益法人事業仕分けにおいて、自主検査の導入ができるよう見直しを行うこととの判定を受けたことを踏まえて、検定対象品目を自主表示対象品目に移行すること等の見直しを行うことを予定しています。

こうしたことから、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保を行うために、その検査方法を総務省令で明確化するとともに、自主表示対象機械器具等の製造業者等は、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととしました。

3 おわりに

今回の消防法改正法は、平成25年4月1日（「雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化」については平成26年4月1日）から施行されることから、消防庁では、今回の法改正を受けて、統括防火管理者の資格要件及び責務、型式適合検定の実施方法、自主表示対象機械器具等の検査方法、自主表示対象機械器具等の検査記録の作成・保存方法等について、政令・総務省令等の諸規定を整備するとともに、地方公共団体への必要な情報提供、助言等、改正法の円滑な施行に向けた準備作業を進めていく予定です。

災害対策基本法の一部を改正する法律の概説

国民保護・防災部防災課

1 改正法案の経過

政府では、東日本大震災における対応を検証し、大震災の教訓を総括するとともに、大規模災害に備えた防災対策の充実・強化を図ることを目的に、平成23年10月に中央防災会議の専門調査会として、「防災対策推進検討会議」を設置しました。同会議において、他の中央防災会議の専門調査会や、政府内に設けられた各種審議会、研究会等の検討結果も踏まえ、平成24年3月7日に、「東日本大震災の教訓を活かし、ゆるぎない日本の再構築」を目指して、中間報告がとりまとめられました。さらに、その中間報告の提言のうち内容を具体化できるものから早急に措置を講ずることが必要であるという認識のもと、3月29日、中央防災会議において、「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」が決定され、政府としては、「災害対策の法制に関わる課題のうち、大規模災害時における対応の円滑化、迅速化等、緊急性の高いものから法制化の検討を進め、関連法案の今通常国会への提出を目指す」こととされました。これらを踏まえ、内閣府及び消防庁においては、第180回国会（平成24年通常国会）に「災害対策基本法の一部を改正する法律案」（閣法第81号）を提出しました。

本法案については、平成24年6月19日に衆議院災害対策特別委員会において審査、一部修正（注1）のうえ、全会一致により可決（注2）、同日、衆議院本会議において審議、同じく全会一致により可決されました。続いて、6月20日に参議院災害対策特別委員会において審査、全会一致により可決（注2）された本法案は、同日、参議院本会議において審議、同じく全会一致により可決され、成立しました。

以上の経緯を経て、本法は、6月27日に公布、同日から施行されました（平成24年法律第41号）。

2 改正後の災害対策基本法の内容

今回改正された主な内容については、以下のとおりです。

1. 大規模広域な災害に対する即応力の強化

(1) 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有

の強化（第51条及び第53条関係）

東日本大震災では、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の報告、情報収集等が必ずしも十分ではなかった事例があったことを踏まえ、国・地方公共団体等の災害応急対策責任者が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること、市町村が第53条第1項に基づく被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと等としました。

(2) 地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大（第67条、第68条、第72条、第74条、第74条の2等関係）

東日本大震災では、地方公共団体間の応援に関して、一部を除き国が調整を行う法制度がなかったことから、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が協力して臨時に構築したスキームに基づき、地方公共団体間の応援の調整等が行われました。

このような教訓及び課題を踏まえ、被災した地方公共団体への人的支援を強化するため、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設しました。

また、消防、水防、救助等の人命に関わるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている応援の対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような災害応急対策一般に拡大し、このうち、第68条第1項に基づく市町村から都道府県への応援の要求又は要請については、応急措置以外の災害応急対策についても都道府県知事等に応諾義務を課すこととしました。

(3) 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化（第8条、第40条、第46条等関係）

災害が発生した際に他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、従前より規定されていた地方公共団体の相互応援に加えて広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないとともに、災害予防責任者は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の



受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしました。

2. 大規模広域な災害に対する被災者対応の改善

(1) 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設 (第86条の7等関係)

災害時に必要となる物資等については、備蓄以外に災害対策基本法の規定がなかったことを踏まえ、備蓄物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、市町村は都道府県に対し、都道府県は指定行政機関又は指定地方行政機関（以下この項目において「国」という。）に対し物資等の供給を要請等できることとしました。

また、東日本大震災では、国が自ら支援物資の調達・運送を行ったことを踏まえ、緊急を要し、要請等を待つとまがないと認められるときは、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること及び都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に対し、物資等の運送の要請や指示を行うことができることとしました。

(2) 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ (広域避難) に関する調整規定の創設 (第86条の2等関係)

東日本大震災では、市町村の区域を越える被災住民の移動及びその受入れが必要になりましたが、そのような事態を想定した備えが十分ではなかったため、受入れ側の地方公共団体による被災住民の受入れ支援の実施までに時間を要しました。また、必ずしも市町村単位での広域避難が計画的に実施されず、被災市町村が被災者の行先を十分把握できない面がありました。

このような教訓及び課題を踏まえ、市町村・都道府県の区域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、地方公共団体間の被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続に関する規定等を新設しました。

3. 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

(1) 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上 (第7条、第46条及び第47条の2等関係)

いわゆる「釜石の奇跡」が示すように、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災意識の向上を図るため、住民の責

災害対策基本法の一部を改正する法律の概要

背景

東日本大震災の主な教訓

1. 住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度が必要。その際には、事前の備えも必要。
2. 教訓・課題を防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していく努力が大切。
3. 災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。

概要

(1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ▶ 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化 (第51条及び第53条関係)
 - 市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること等を規定。
- ▶ 地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大 (第67条、第72条、第74条及び第74条の2関係)
 - 応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置 (応諾義務あり) に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康診断、施設の修繕のような応急対策一般に拡大する (市町村から都道府県への応援要求については応諾義務あり。その他は応諾義務なし)。
- ▶ 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化 (第8条、第40条及び第46条等関係)
 - 他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定。

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ▶ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設 (新設)
 - 物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できること、状況によっては、都道府県・国が要請を待たず自らの判断で物資等を供給できると、都道府県・国は、運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できること等を規定。
- ▶ 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ (広域避難) に関する調整規定の創設 (新設)
 - 広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続を規定。

(3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ▶ 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上 (第7条及び第46条等関係)
 - 国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定。
- ▶ 地域防災計画の策定への多様な主体の参画 (第15条関係)
 - 地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加。

(4) その他

- ▶ 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しその他所要の規定の見直し (第11条及び第14条等関係)

◆【附則】東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災への対応を引き続き検証し、防災に関する制度のあり方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。

務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体のほか、防災上重要な施設の管理者も含めた災害予防責任者が防災教育を行うことを努力義務化することとしました。

(2) 地域防災計画の策定等への多様な主体の参画 (第15条関係)

東日本大震災において、避難所の運営に当たり女性、高齢者等の視点が必要でも十分ではなかったとの指摘があったこと等を踏まえ、平成23年12月に修正された防災基本計画においては、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力向上を図る」ことが盛り込まれました。

上記の点も含め、地域防災計画の策定等に当たり多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとしました。

4. その他

(1) 災害の定義の見直し（第2条関係）

近年、竜巻による大きな被害が発生していることを受け、また、竜巻による災害の特殊性等を考慮し、衆議院災害対策特別委員会での修正により、本法の災害の定義において、異常な自然現象の例示として「竜巻」が追加されました。

(2) 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し（第11条及び第14条等関係）

防災会議は災害対策の総合的・計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、非常災害に際して緊急措置に関する計画を作成・実施することが所掌事務とされていましたが、被災者の救助や支援をはじめとする災害応急対策は災害対策本部において実施されてきたところです。

機動性が求められる災害応急対策は災害対策本部に一元化することが効果的であることから、両者の役割分担を明確化することとし、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要求等を災害対策本部の規定に設ける一方で、地方公共団体の防災会議については、平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加することとしました。

3 おわりに

内閣府及び消防庁では、今回の法改正を受けて、各都道府県に対して「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成24年6月27日付 府政防第724号・消防災第234号）及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」（平成24年6月27日付 府政防第725号・消防災第235号）を通知したところです。また、地方防災会議及び災害対策本部に係る条例の見直しの参考例として、「都道府県防災会議条例及び市町村防災会議条例並びに都道府県災害対策本部条例及び市町村災害対策本部条例について」（平成24年6月27日付 消防災第236号）を通知しています。これらも参考にして、各地方公共団体において、適切な運用に努められるようお願いいたします。

また、政府としては、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとしています。

(注1) 衆議院災害対策特別委員会で一部修正された主な内容は以下のとおりです。

○災害の定義の見直し

災害の定義に、異常な自然現象の例示として「竜巻」を追加すること。

(第2条第1号関係)

○検討対象となる事項の明記

防災に関する制度の在り方についての全般的な検討の対象に、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等が含まれる旨を明記すること。

(附則第2条関係)

(注2) 衆議院災害対策特別委員会及び参議院災害対策特別委員会で、それぞれ以下のような附帯決議がなされています。

○災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院災害対策特別委員会）

政府は、東日本大震災の教訓を生かした災害対策基本法の第一段の改正となる本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期するべきである。

一 過去の災害からの教訓の伝承及び防災に関する教育の実施については、多様な主体による取組を推進するため、国による財政上の措置を含め、可能な限りの支援を行うこと。特に学校教育においては、災害発生時に児童・生徒が自ら適切な行動をとれるよう、自然災害及び避難等に関する正しい知識の習得並びに訓練の実施等に関し配慮すること。

一 地理空間情報の活用については、都道府県及び市町村が十分に活用できるものとするため、情報の内容、共有及び利用方法等に留意してシステムを構築するなど、真に災害対策に有用な、実効性のあるものとするとともに、NPOやボランティアなど、災害に関与する団体及び個人を含め、広く国民に対する情報提供にも活用すること。

一 応援の要求、広域一時滞在及び物資・資材の供給など、国及び都道府県による関与が充実強化されたものについては、適時適切な応援、被災住民の受入れ及び物資等の供給がなされるよう、その仕組みを十分に機能させること。

一 円滑な応援の受入れ及び他者への応援については、



災害発生時の初動対応において極めて重要であることから、都道府県及び市町村による広域的な協定の締結及び訓練の実施等が促進されるよう、国としても積極的に取り組むこと。

一 救援物資等を被災地に確実に供給するためには、現在の国及び地方の指定公共機関である運送事業者だけでは運送の対象となる物資が限定されるなど、不十分なことが懸念されることから、指定公共機関の拡大を含め、運送事業者の指定の在り方について検討すること。

一 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者及び高齢者など、社会及び地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保されるよう、今後とも制度及び運用の改善に努めること。

一 今回の改正では、災害応急対策責任者や災害予防責任者など、国や地方の公的立場にある者の役割が強化されたが、東日本大震災では、NPOやボランティアなどが大きな役割を果たしたことから、災害の予防、災害からの復旧及び復興など、災害全般においてかかる主体の果たす役割についても、引き続き検討を進めること。

一 これからの災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方をはじめ、防災会議や災害対策本部など組織の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容やその手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題点について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。

○災害対策基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院災害対策特別委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 過去の災害からの教訓の伝承及び防災に関する教育の実施については、多様な主体による取組を推進するため、国による財政上の措置を含め、可能な限りの支援を行うこと。特に学校教育においては、災害発生時に児童・生徒が自ら適切な行動を取れるよう、自然災害、避難等に関する正しい知識の習得や訓練の実施等に関し配慮すること。

二 地理空間情報の活用については、都道府県及び市町村が十分に活用できるものとするため、情報の内容、共有、利用方法等に留意してシステムを構築するな

ど、真に災害対策に有用な、実効性のあるものとするとともに、NPOやボランティアなど、災害に関与する団体及び個人を含め、広く国民に対する情報提供にも活用すること。

三 地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害時において、内閣総理大臣による応援要求等被災地に対して的確な災害応急対策を実施することができるよう、関係省庁の情報収集体制の整備を図るとともに、内閣の情報集約機能の強化を図ること。

四 応援の要求、広域一時滞在、物資・資材の供給など、国及び都道府県による関与が充実強化されたものについては、適時適切な応援、被災住民の受入れ及び物資等の供給がなされるよう、その仕組みを十全に機能させること。また、広域的な災害応急対策等の応援等の実効性を高めるため、知事会、市長会や町村会との連携を進めること。

五 円滑な応援の受入れ及び他者への応援については、災害発生時の初動対応において極めて重要であることから、都道府県及び市町村による広域的な協定の締結、訓練の実施等が促進されるよう、国としても積極的に取り組むこと。

六 救援物資等を被災地に確実に供給するためには、現在の国及び地方の指定公共機関である運送事業者だけでは運送の対象となる物資が限定されるなど、不十分なことが懸念されることから、陸上のみならず海・空にわたる輸送に関する事業者の指定の在り方について検討すること。さらに、国及び地方の指定公共機関については、今後の防災対策推進検討会議における検討等も踏まえ、医療機関等も含め指定公共機関の更なる拡充について検討すること。

七 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など、社会及び地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保されるよう、今後とも制度及び運用の改善に努めること。

八 今回の改正では、災害応急対策責任者や災害予防責任者など、国や地方の公的立場にある者の役割が強化されたが、東日本大震災では、NPOやボランティアなどが大きな役割を果たしたことから、災害の予防、災害からの復旧及び復興など、災害全般においてかかる主体の果たす役割についても、引き続き検討を進めること。

九 これからの災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方をはじめ、防災会議や災害対策本部など組織・権限の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容やその手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題点について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。

平成23年（1月～12月） における火災の状況 （確定値）

防災情報室

1 総出火件数は、50,006件、 前年同期より3,386件の増加

平成23年（1月～12月）における総出火件数は、50,006件で、前年同期より3,386件増加（+7.3%）しています。

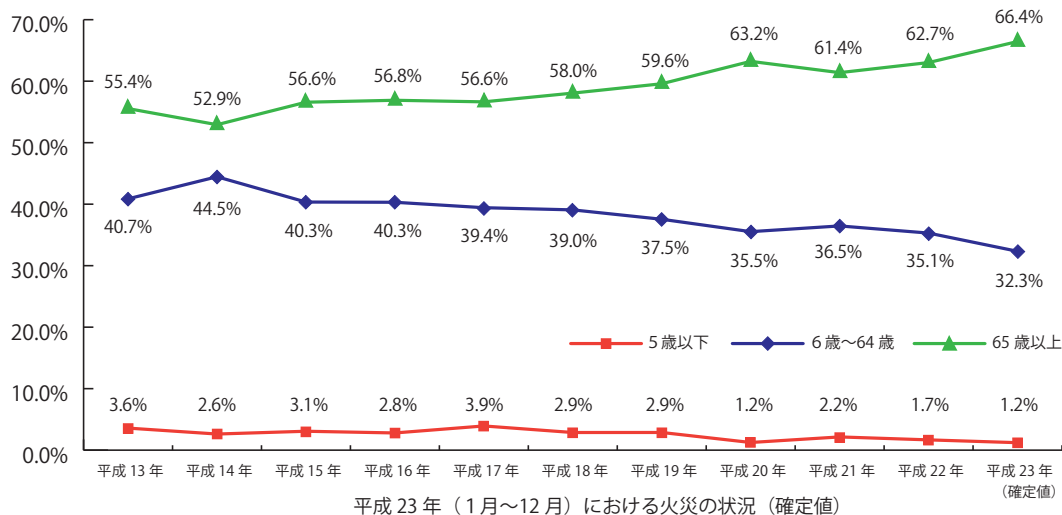
これは、おおよそ1日あたり137件、11分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成23年（1月～12月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比（%）	前年同期比	増減率（%）
建物火災	26,795	53.6%	▲342	-1.3%
車両火災	5,129	10.3%	87	1.7%
林野火災	2,093	4.2%	701	50.4%
船舶火災	90	0.2%	5	5.9%
航空機火災	4	0.0%	1	33.3%
その他火災	15,895	31.8%	2,934	22.6%
総火災件数	50,006	100%	3,386	7.3%

住宅火災死者（放火自殺者等を除く。）における年齢区分別割合の推移
※住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



2 総死者数は、1,766人、 前年同期より28人の増加

火災による総死者数は、1,766人で、前年同期より28人増加（+1.6%）しています。

また、火災による負傷者は、7,286人で、前年同期より19人減少（-0.3%）しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を 除く。）数は、1,070人、前年同期より 48人の増加

建物火災における死者1,339人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、1,210人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、1,070人で、前年同期より48人増加（+4.7%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、90.4%で、出火件数の割合55.9%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を 除く。）の6割以上が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）1,070人のうち、65歳以上の高齢者は711人（66.4%）で、前年同期より70人増加（+10.9%）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ578人（26人の減・-4.3%）、着衣着火54人（10人の増・+22.7%）、出火後再進入20人（3人の減・-13.0%）、その他418人（67人の増・+19.1%）となっています。

5 出火原因の第 1位は、「放火」、 続いて「たばこ」

総出火件数の50,006件を出火原因別にみると、「放火」5,632件（11.3%）、「たばこ」4,752件（9.5%）、「こんろ」4,178件（8.4%）、

「放火の疑い」3,931件 (7.9%)、「たき火」3,443件 (6.9%)の順となっています。

6 東日本大震災の影響による火災件数は、330件でした。

東日本大震災の影響による火災件数は330件(北海道4件、青森県11件、岩手県33件、宮城県137件、秋田県1件、山形県2件、福島県38件、茨城県31件、群馬県2件、埼玉県12件、千葉県18件、東京都35件、神奈川県6件)でした。

それらの火災の種別は、建物火災218件、林野火災4件、車両火災31件、その他火災77件となっています。

それらの火災により、7人(岩手県3人、宮城県2人、福島県2人)の方が亡くなり、36人(青森県3人、岩手県3人、宮城県8人、福島県4人、茨城県4人、千葉県7人、東京都7人)の方が負傷しています。

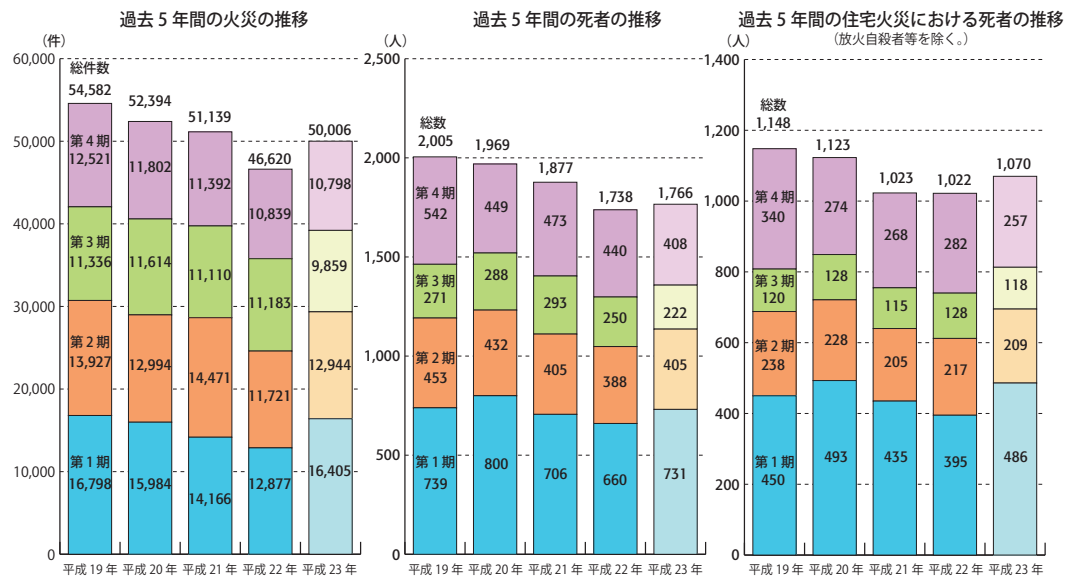
また、それらの火災による損害額は約150億円となっています。

7 住宅防火対策への取組み

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、昨年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

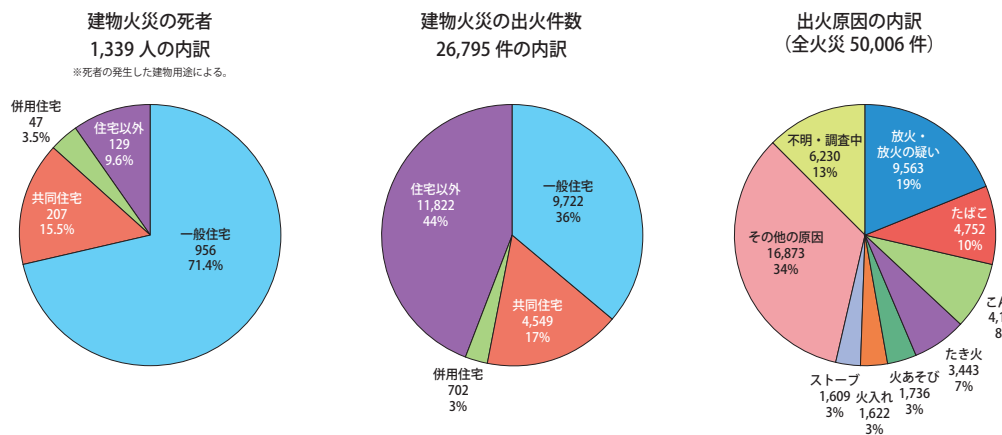
消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推

平成23年(1月~12月)における火災の状況(確定値)



※1 各年のデータは確定値を使用
 ※2 第1期(1月~3月)、第2期(4月~6月)、第3期(7月~9月)、第4期(10月~12月)

平成23年(1月~12月)における火災の状況(確定値)



進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、消防庁が平成23年6月時点で推計を行ったところ、全国の普及率は約71%に留まっています。

昨年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、今まで開催してきた住宅用火災警報器設置推進会議を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火対策推進シンポジウムを平成24年度は全国

9箇所で開催するほか、9月には「身近な防火・防災プロジェクト（敬老の日に火の用心の贈り物）」と題して

住宅防火・防災キャンペーンを実施する予定です。

東日本大震災に伴い発生した火災と平成23年の火災の比較

		東日本大震災	平成23年（1～12月）	
出火件数/件		330	50,006	
建物	建物	218	26,795	
	林野	4	2,093	
	車両	31	5,129	
	船舶	0	90	
	航空機	0	4	
	その他	77	15,895	
損害棟数/棟		1,200	38,406	
建物	全焼	943	9,288	
	半焼	31	2,443	
	部分焼	113	10,466	
	ぼや	113	16,209	
建物焼損床面積/m ²		138,050	1,395,112	
建物焼損表面積/m ²		1,938	126,480	
林野焼損面積/a		96,333	207,093	
車両焼損数		1,108	8,109	
船舶焼損数		8	123	
死者数/人		7	1,766	
負傷者数/人		36	7,286	
り災人員/人		2,267	57,776	
り災世帯数/世帯		838	24,491	
損害額/千円		15,416,629	112,835,173	
建物	建物	13,948,789	103,491,287	
	林野	595,004	1,017,060	
	車両	41,555	2,561,797	
	船舶	8,243	332,497	
	航空機	0	226,923	
	その他	822,547	2,359,982	
	爆発	491	2,845,627	
	出火原因（上位7つ）/件			
	電気装置	33	放火	5,632
	ストーブ	31	たばこ	4,752
	電灯電話等の配線	31	こんろ	4,178
	配線器具	21	放火の疑い	3,931
	電気機器	19	たき火	3,443
	灯火	15	火あそび	1,736
	こんろ	9	火入れ	1,622

※東日本大震災による火災の死者及び負傷者数については、各消防機関が把握した数値を計上しており、火災によるものかどうか不明なものは計上されていません

大震災による火災_都道府県別

県名称	出火件数	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
宮城県	137	78	1	11			47
福島県	38	28		4			6
東京都	35	34					1
岩手県	33	18	3	1			11
茨城県	31	18		7			6
千葉県	18	15		2			1
埼玉県	12	9					3
青森県	11	7		4			
神奈川県	6	6					
北海道	4	1		2			1
山形県	2	2					
群馬県	2	2					
秋田県	1						1
合計	330	218	4	31			77

8 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、9,563件、総火災件数の19.1%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

9 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、2,093件で、前年同期より701件増加(+50.4%)し、延べ焼損面積は約2,071haで、前年同期より約1,315ha増加(+174.1%)しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成24年3月2日消防特第35号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成24年は「忘れない 山への感謝と 火の始末」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

平成23年1月～12月 中の製品火災に関する 調査結果

消防技術政策室

1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高い状況にあります。それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められており、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

このような社会的情勢等を踏まえ、消防庁では、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集及び公表を行うとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を強化しているところです。

また、製品火災対策に係る取組の迅速化及び効率化を図るため、平成21年度からは製品火災情報を四半期ごとに公表することとしたほか、製品安全対策の観点から、製品火災に係る情報及び火災調査結果に関しては、関係機関との情報共有を通じた有効活用が求められていることを踏まえ、平成23年度において、消防機関が行う製品火災調査における関係機関との連携について一層の推

進を図りました。

2 平成23年1月～12月中の製品火災に関する調査結果について

消防庁では、平成23年1月～12月中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器を発火源とする火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」について製品情報を調査しました。

消防機関より報告された火災の製品情報を集計した結果、「製品の不具合により発生したと判断される火災」が176件、「原因を特定できない火災」が766件、製品火災の件数（全体）は942件となり、調査開始以降、製品火災の発生件数は前年まで減少傾向であったものが、平成23年中の製品火災の発生件数は前年と比較すると、全体で125件増、自動車等で17件増、電気用品で82件増、燃焼機器26件増と、いずれも増加しました（表1、図1参照）。

また、「製品の不具合により発生したと判断される火災」のうち、平成20年から平成23年の4か年において、同一型式製品の発火源該当件数が2件以上である年が複数年あった製品は以下のとおりであり、該当する製品の火災については、全て社告等により示された不具合によるものでした（表2参照）。これら製品に係る火災については、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、製造事業者名、製品名、型式などを公表し、国民へ危険情報を発信しております*。

また、平成23年中の製品火災件数の増加を受けて、全国の消防機関に製品火災に関する注意喚起について通知したほか、火災予防啓発及び火災原因調査の資料として活用し、収集した情報については、消費者庁に情報提

表1：平成23年中の製品火災の調査結果

単位：(件) うち()は対前年比の件数

火災区分	自動車等	電気用品	燃焼機器	合計
①製品の不具合により発生したと判断される火災	21 (+1)	136 (+21)	19 (-9)	176 (+13)
②原因を特定できない火災	375 (+16)	304 (+61)	87 (+35)	766 (+112)
合計	396 (+17)	440 (+82)	106 (+26)	942 (+125)

供するとともに、自動車等については国土交通省と、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と連携を図り、製品に起因する火災の再発防止のために活用することとしております。

(※消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_7_1.html)。

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関の行う火災原因調査等により、製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。そこで、消防庁消防研究センターにおいて

は、全国の消防機関の行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うことにより、消防機関の調査技術の向上を図るなど、引き続き、火災原因調査・原因究明体制の充実・強化に努めています。

今後とも、消防庁では、製品火災に係る情報収集・活用を積極的に推進し、関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしております。

図1：最近4年間における製品火災件数の推移

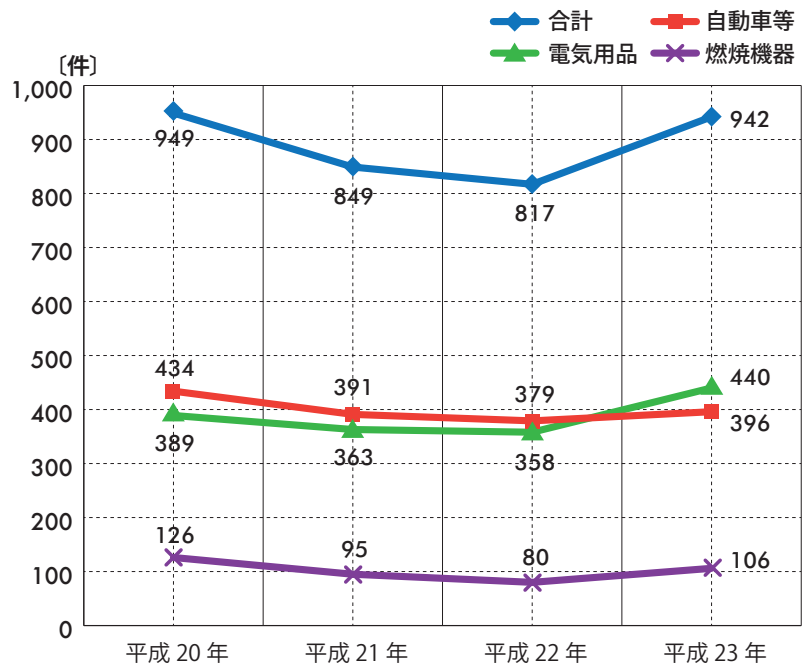


表2：最近4年間における主な「製品の不具合により発生したと判断される火災」の発火源製品

・自動車等	製造事業者等	製品名	型式	件数
	該当なし			
・電気用品	製造事業者等	製品名	型式	件数
	小泉成器株式会社	電子レンジ	KRD-0106	10件 (平成23年：2件) (平成21年：6件) (平成20年：2件)
	岩谷産業株式会社	電子レンジ	IM-574	10件 (平成23年：3件) (平成22年：2件) (平成21年：3件) (平成20年：2件)
	(米)アップル社	携帯用音楽再生プレーヤー	iPod nano (第1世代)	9件 (平成23年：5件) (平成22年：4件)
	岩谷産業株式会社	電子レンジ	IM-575	8件 (平成23年：2件) (平成22年：4件) (平成20年：2件)
	株式会社ハウステック	電気こんろ	HK-1102	8件 (平成23年：2件) (平成21年：2件) (平成20年：4件)
	ジェックス株式会社	観賞魚用ヒーター	GEX コンパクトスリムオートヒーター 300W	7件 (平成23年：3件) (平成22年：4件)
	パナソニック株式会社	電気こんろ	NK-1102	6件 (平成23年：2件) (平成20年：4件)
	東芝キャリア株式会社	エアコン	RAS-506LDR	5件 (平成22年：2件) (平成21年：3件)
	日立アプライアンス株式会社	電気こんろ	HT-1250	4件 (平成22年：2件) (平成20年：2件)
	日立アプライアンス株式会社	電気こんろ	HT-1290	4件 (平成23年：2件) (平成22年：2件)
・燃焼機器	製造事業者等	製品名	型式	件数
	株式会社ノーリツ	ガス給湯器	GRQ-201SA	5件 (平成21年：2件) (平成20年：3件)
	株式会社ノーリツ	石油給湯器	OTQ-302SAY	5件 (平成21年：2件) (平成20年：3件)
	株式会社ノーリツ	石油給湯器	OQB-302Y	4件 (平成23年：2件) (平成22年：2件)
	株式会社ノーリツ	石油給湯器	OTQ-302Y	4件 (平成22年：2件) (平成20年：2件)
	TOTO株式会社	石油給湯器	RPH32K	4件 (平成21年：2件) (平成20年：2件)

消防活動用バイクの活用状況等について

消防・救急課

1 はじめに

消防活動用バイク（緊急走行が可能なバイクとし、救急専用バイクを除く。）については、狭い道路等における走行性や機動力の高さから、大規模災害時も含めて、情報収集、消火、救助及び救急等の初動活動に効果的に活用されているところです。今般、消防本部における活用実態等を把握するために、全国消防長会と連携して調査を行い、その結果を取りまとめました。



消防活動用バイク（オフロードタイプ）
（塩谷広域行政組合消防本部提供）

2 調査の内容について

1. 調査対象

政令指定都市及び消防庁の平成23年度消防防災・震災対策現況調査において消防活動用バイクを保有していると回答した消防本部の合計87消防本部を調査の対象としました。

2. 調査結果

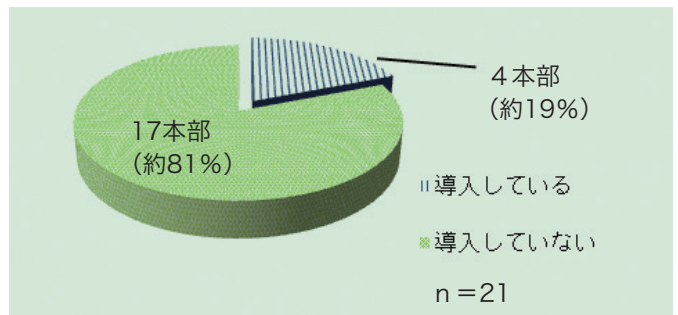
(1) 消防活動用バイクの導入状況

調査対象の一部は、緊急走行ができないバイクで

あったことから、緊急走行が可能な消防活動用バイクを導入している消防本部は58消防本部、183台となりました。

そのうち、大都市（東京都及び政令指定都市の合計21）においては、4消防本部（大都市の約19%であり、平成24年度導入予定の1消防本部を含む）が導入していました（図1）。

図1 大都市における消防活動用バイクの導入状況



【調査対象とした消防本部のうち導入していない29消防本部の主な理由】

- 現状車両で対応可能であり、必要性を感じないため。
- バイクに乗車する人員の確保が困難であるため。
- 費用対効果から導入に至らないため。
- 交通事故のリスク等、安全管理上の問題があるため。
- 積雪のため通年の運用が出来ないため。

(2) 今後の導入予定

消防活動用バイクを導入していない29消防本部における今後の導入予定については表1のとおりでした。

表1 消防活動用バイクを導入していない29消防本部の今後の導入予定

導入予定なし	20消防本部 （約69%）
導入について検討中	3消防本部 （約10%）
未定	6消防本部 （約21%）

(3) 消防活動用バイクのタイプ

消防活動用バイクを導入している58消防本部（183台）のうち、51消防本部（174台）がオフロードタイプを導入しています（表2）。

表2 消防活動用バイクのタイプ別の導入消防本部数及び導入台数

オフロードタイプ	51 消防本部 (約88%)	174台 (約95%)
スクータータイプ	4 消防本部 (約7%)	5台 (約3%)
ロードスポーツタイプ	3 消防本部 (約5%)	4台 (約2%)



オフロードタイプの例 (東京消防庁提供)



スクータータイプの例 (北上地区消防組合消防本部提供)



ロードスポーツタイプの例 (彦根市消防本部提供)

消防本部が導入している消防活動用バイクは、主に次のような特徴がある3タイプに分類されます。

- ・オフロードタイプ
軽量でタイヤが大きく、舗装されていない道路や林道等の悪路での走破性が高い。
- ・スクータータイプ
座席前方に足を揃えて乗車でき、安定性があり、オートマチック車が多い。
- ・ロードスポーツタイプ
一般的な道路走行に適しており、スピードが出せ、長距離走行が可能。

(4) 主な積載資機材

多くの消防本部が消火用資機材を積載していますが、消防本部によっては、災害種別に応じて救助用資機材や救急用資機材に載せ替え、出動しています。(表3, 図2, 図3)

表3 消火用資機材とその他の資機材の主な積載例

消火用資機材	消火器 可搬式消火器具
救助用資機材	万能斧 バール のこぎり 油圧救助器具 携帯用コンクリート破壊器具
救急用資機材	AED 酸素投与セット 外傷セット 応急処置セット
その他	映像伝送システム (ビデオカメラ等) 携帯無線機 強力ライト 携帯電話 衛星携帯電話 地図 発煙筒 とび口 警戒ロープ 携帯用ナビゲーション

図2 積載している消火用資機材、救急用資機材例
(塩谷広域行政組合消防本部提供)



図3 消防活動用バイク及び可搬式消火器具例
(塩谷広域行政組合消防本部提供)



(5) 専従隊員の有無

消防活動用バイクを保有する58消防本部のうち、1消防本部を除く57消防本部(約98%)が、「専従で運用する人員を確保することが困難」等の理由から、他の車両からの乗り換え、非番職員の招集により運用していません(表4)。

表4 消防活動用バイクの専従隊員の有無について

有	無 (乗換運用・招集職員で対応)
1消防本部 (約2%)	57消防本部 (約98%)

(6) 主な配置方法

消防本部では、地域事情等を考慮して消防活動用バイクを配置しており、主に次のような署所に配置しています。

- 基幹となる本部、署への配置
- 山岳地域を管轄する署所への配置
- 住宅密集地域を管轄する署所への配置
- 高速道路 I C 付近の署所への配置
- 指揮統制担当課への配置
- 幹線道路付近の署所への配置
- 沿岸部の署所への配置

(7) 災害現場における運用方針等の有無

消防活動用バイクを導入している58消防本部のうち、半数の29消防本部で運用方針、活動要領等を定めています。

運用方針や、活動要領を特に定めていない消防本部で

は、大型車両が進入困難な場所への出動等、災害状況に応じた運用を行っています。

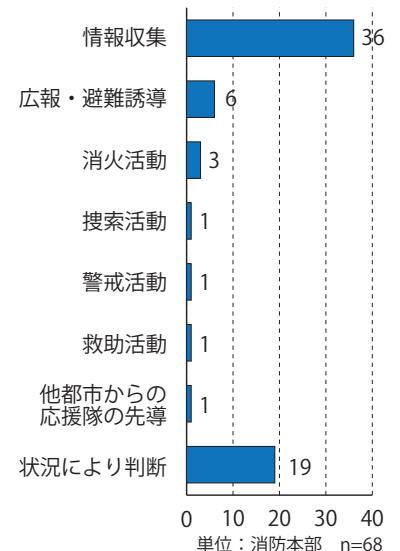
【主な運用方法及び活動要領】

- 消防隊等が進入困難な場所において先行して初動活動を行う。
- 情報収集活動を行う。
- 消防隊・救助隊・救急隊と連携して各種活動を行う。
- 火災出動にあつては、主に初期消火活動が有効と認められる場合や、車両火災、小規模火災へ出動する。

(8) 大規模災害時における消防活動用バイクの運用方法について

36消防本部(53%)が情報収集に活用しており、19消防本部(28%)が特に運用方法は定めませんが、状況により判断して活用するとしています。その他、広報・避難誘導(6消防本部)、消火活動(3消防本部)、搜索活動、警戒活動、救助活動、他都市からの応援隊の先導(各1消防本部)。

図4 大規模災害時における消防活動用バイクの運用方法



他都市からの応援隊の先導（各1消防本部）となっています（重複回答あり）。(図4)

(9) 消防活動用バイクを導入している消防本部の主な評価等

【メリット】

消防活動用バイクを導入している消防本部のほとんどが、メリットとして、大型車両や救急車等が進入できない狭い道路や場所（山岳）に進入することができるため迅速な活動が可能であること、車両渋滞時に先行して現場到着して活動ができることを挙げています。

【消防活動用バイクによる奏功事例】

- 山林での広範囲に及ぶ行方不明者捜索を迅速に行えた。
- 山林火災での初期消火活動に成功した。
- 東日本大震災において捜索活動中に要救助者を発見した。
- 東日本大震災において渋滞発生時、渋滞の影響を受けずに迅速な情報収集活動ができた。
- 火災出動時にポンプ車に先行して現場到着し、延焼防止を図ることができた。
- 消防車、救急車が進入出来ない場所（山林、マラソン大会コース上）における行方不明者捜索、救急事案に迅速に対応することができた。
- 豪雨災害時に道路が各地で寸断されたが、その機動力で迅速な情報収集、避難誘導等ができた。
- 山岳救助において、徒歩入山隊に先行しての情報収集及び救護活動ができた。

【消防活動用バイクの運用上の留意点】

消防活動用バイクは、その機動性の高さにより様々なメリットがありますが、バイクの特性による運用上の留意点も指摘されています。

- 隊員1名での活動は危険性が高いため、バイク隊を2台以上で出動させている。
- 受傷事故防止のため、プロテクター、バイク用エアバッグ等の保護用具を着装している。
- バイクであるため携行資機材に限られるため、出動する災害に応じて積載品の積載替えが必要。
- 自動二輪車免許の取得者を配置する必要があるため、免許取得者の勤務状況により運用に制限が生じる。
- スクータータイプを採用しており、不整地走行に適しておらず、また小回りが利かない。
- 専従隊員による運用は隊員の増員が必要である。
- 隊員1名での活動であるため活動内容が限定され、また、単独活動におけるリスクを伴う。
- 隊員1～2名で先行するため、実際の災害規模が大きい場合、後着隊の到着までの間の対応に苦慮する。
- 通常時には出動しないため、維持管理や運転者の技能教育（技能の維持・向上）に課題がある。
- 気象条件、時間帯により運用に制限が生じ、事故等のリスクもある。
- 安全確保のためプロテクター等の装着に出動までの時間を要する。
- 走行中の無線運用が困難である。

3 おわりに

今回の調査結果では、消防活動用バイクは運用上の留意点があるものの、その特性である走行性や機動力の高さから、災害状況により効果的に運用されていることが改めて確認されました。

既に消防活動用バイクを導入している消防本部においては、今後の車両更新や新たな活用方策の検討等を行う際に、また、未導入の本部については今後の導入を検討する際の参考資料として活用してください。

消防活動用バイクの活用状況等の調査結果は、消防庁のホームページからもご覧いただけます。
<http://www.fdma.go.jp>

安全功労者・消防功労者表彰式

総務課

1. 平成24年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月2日（月）内閣総理大臣官邸において、野田佳彦内閣総理大臣、久保信保消防庁長官などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者内閣総理大臣表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業安全、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

平成24年安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者
個人5名、団体2団体



安全功労者内閣総理大臣表彰受賞者

2. 平成24年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

去る7月6日（金）都道府県会館において、川端達夫総務大臣、久保信保消防庁長官、秋本敏文日本消防協会会長、襲田正徳日本消防設備安全センター理事長などご臨席のもと、盛大に挙行されました。

安全功労者総務大臣表彰は、「安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育又は災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、又は貢献した方々の士気高揚を図る」という目的で、消防職団員以外の個人・団体を受賞対象として行っているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、「国民の生命、身体、財産を災害から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び婦人（女性）防火クラブ員の士気高揚を図る」という目的で行っているものです。

平成24年度安全功労者総務大臣表彰受賞者
個人15名、団体11団体

平成24年度消防功労者総務大臣表彰受賞者
消防団員7名、婦人（女性）防火クラブ員5名



消防功労者総務大臣表彰受賞者（消防団員）



消防功労者総務大臣表彰受賞者
（婦人（女性）防火クラブ員）



安全功労者総務大臣表彰受賞者（個人）



安全功労者総務大臣表彰受賞者（団体）

「平成24年度危険物安全週間」推進行事の実施結果

危険物保安室

消防庁では、危険物を取扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成24年度は6月3日（日）から6月9日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」として、危険物保安に対する意識の高揚及び啓発を推進する様々な行事を開催しました。

6月4日（月）に開催した「危険物安全大会」では、危険物保安功労者等消防庁長官表彰式及び記念講演が行われました。

◇危険物安全大会

●消防庁長官表彰

- | | |
|------------------------------------|-------|
| 1. 危険物保安功労者（個人） | 24名 |
| 2. 危険物保安功労者（団体） | 2団体 |
| 3. 優良危険物関係事業所 | 26事業所 |
| 4. 危険物安全週間推進標語
「危険物 めざせ完封 ゼロ災害」 | |

高萩 正之 氏

5. 危険物事故防止対策論文（2作品）

①「質問表評価を利用した自部署の安全文化醸成に向けた取り組み」

古川 直樹 氏、大谷 昌秀 氏、福田 一生 氏、
山内 章 氏（株式会社カネカ 高砂工業所 特殊樹脂製造部）

②「NAS電池の課題と対策（他県で発生した火災をうけて）」

片寄 雅之 氏（東京消防庁 品川消防署 予防課）

●記念講演

亀井 浅道 氏（横浜国立大学客員教授）
「危険物施設の安全管理」

また、6月5日（火）（東京会場）及び7日（木）（大阪会場）に開催された「危険物施設安全推進講演会」では、危険物関係事業所の従業員や消防関係者を対象として、基調講演及び事事故事例発表が行われました。

◇危険物施設安全推進講演会

●基調講演

座間 信作 氏（消防庁消防研究センター火災災害調査部長）
「地震と危険物施設」

●事事故事例発表

1. 米澤 博文 氏

（山辺広域行政事務組合消防本部予防課危険物係長）
「危険物無許可施設からの火災 ～安全を無視した危険物取扱いによる災害～」

2. 甲斐 忠 氏

（由布市消防本部予防課長）
「家用給油取扱所における地下タンクからの漏洩事故 ～拡散防止と最小限の被害～」

このほか、各都道府県及び全国の消防本部においても講演会、研修会、広報・啓発活動、立入検査、消防訓練、表彰式等の様々な行事が行われました。



危険物安全大会における久保信保消防庁長官式辞



亀井浅道氏による記念講演

敬老の日に「火の用心」の贈り物。 【身近な防火・防災】プロジェクト ～住宅防火・防災キャンペーン～

予防課

1. 住宅火災による死者の多くは65歳以上の高齢者

住宅火災における死者（放火自殺者等を除く）は、建物火災による死者の約9割を占めており、この多くが65歳以上の高齢者となっています。高齢社会の進展とともに、ますます高齢者の住宅火災による死者の増加が懸念されています。（下図参照）

2. 高齢者を住宅火災から守るには

(1) 早く知る！

住宅火災では、就寝中に火災に気付かず逃げ遅れて死亡する事例が多く見られます。こうした「逃げ遅れ」を防止するための住宅用防災機器として、煙や熱を自動的に感知して知らせる住宅用火災警報器があります。火

災に早く気づくことは、避難、通報、初期消火といった行動が迅速にできることから、住宅用火災警報器の設置は、住宅火災による死者の低減に大きく寄与するものと考えられます。

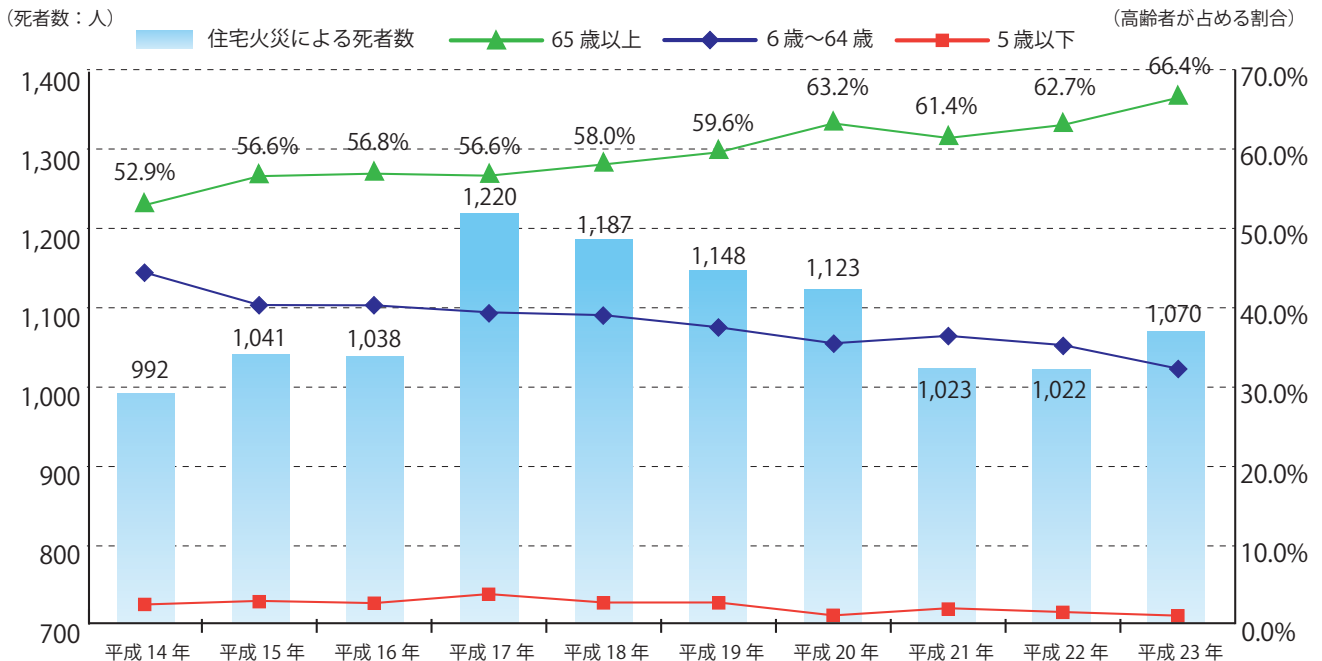
なお、住宅用火災警報器は消防法ですべての住宅に設置が義務付けられており、火災で発生する煙や熱を有効に感知できる位置に設置することが必要です。また、電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないよう、定期的に作動確認をすることが大切です。

(2) 早く消す！

火災による被害を最小限にするために、火災を初期段階で消火する消火器は、もっとも身近な消火機器であり、より扱いやすい住宅用消火器も売られています。また、

住宅火災による死者数の推移

（平成14年～平成23年の10年間）



死者の約6割が65歳以上の高齢者 → 高齢化の進展を反映して増加傾向

女性や高齢者などでも軽くて持ち運びがしやすいエアゾール式簡易消火具もあります。

またこれらの消火機器は、いざというとき効果的に使用するため、日頃より地域の防災訓練などで実際に使用方法の訓練をしておくことが大切です。

その他、住宅用の消火機器としては、火災による熱を感じて自動的に消火する住宅用スプリンクラー設備、コンロ周りを自動で消火するコン

ロ用自動消火装置などがあります。これらの機器は、自動的に消火を行うことから訓練の必要もなく、高齢者のいる家庭では特に設置をお勧めします。

(3) 火を拡大させない！

住宅火災による死者の内、「逃げ遅れ」の次に多いのが「着衣着火」であり、エプロンや衣類、布団カバーなどを燃えにくくすることで、こうした危険を減らすことができます。

敬老の日に「火の用心」の贈り物。

[身近な防火・防災]プロジェクト

(住宅防火・防災キャンペーン)
消 防 庁



住宅防火・防災キャンペーンの実施内容

1. 高齢者を住宅火災から守るため、9月17日の敬老の日には、住宅用防災機器を高齢者に贈ることを全国に呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を立ち上げ。(住宅用防災機器とは、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、防災品、家具の転倒防止器具などをいう。)
2. 敬老の日には、天井にあって点検しにくい住宅用火災警報器を高齢の両親のためにお子さんが点検したり、地震に備えて家具の転倒防止器具を設置するなど、高齢の両親を災害から守る取り組みを促していく。
3. このキャンペーンについて、9月に政府広報として新聞記事などでマスコミ報道を実施予定。
4. 毎年9月15日の「老人の日」から21日まで行われている厚生労働省の「老人の日・老人週間」キャンペーンとタイアップ。

現在では燃えにくい加工処理をした防災品や難燃繊維を用いて作られた製品などがあります。

また、火災が発生した際に、急激に火が拡大することを防止するために、防災性能をもったカーテンやじゅうたんなどを使用することが効果的です。さらに車のボディカバーなどに防災品を使用することは、放火火災の防止にもつながります。

高齢者を住宅火災から守るには？



3. 9月は住宅防火・防災キャンペーン

9月17日は「敬老の日」。「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日」として制定された国民の祝日です。

消防庁予防課では、昨今の住宅火災の傾向をふまえ、この「敬老の日」に住宅火災から高齢者を守るためにできることを考えていただく事を目的とした「住宅防火・防災キャンペーン」を展開します。「敬老の日」には、高齢者へ住宅用防災機器や防災品をプレゼントしたり、すでに設置されている住宅用防災機器の点検を手伝うなど、住宅の防火防災対策を兼ねた「敬老の日」にしてみたいかがでしょうか。

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊動態情報システムについて

広域応援室

1. はじめに

緊急消防援助隊動態情報システムは、大規模災害等に緊急消防援助隊が出動した際に、部隊の位置及び動態状況を把握し、緊急消防援助隊の円滑かつ効果的な活動に資することを目的として開発されたシステムで、平成13年度から実証実験を開始し、平成18年4月から運用開始となりました。

今回の新システムについては、各種機能の向上を図るため、平成22年度から設計・開発を進めてきました。また、東日本大震災での活動時における諸課題への対策についても考慮して開発を進め、本年6月25日から運用を開始しました。

現在、指揮支援部隊登録消防本部及び各都道府県の代表消防本部に対して、可搬型端末機器（タブレット型パソコン）等の通信機器を計66式配備しています。

2. 新システムの概要について

(1) 新システムの内容

- ア 可搬型端末（タブレット型パソコン）
- イ 携帯電話
- ウ 衛星携帯電話

エ 衛星アンテナ

オ 搬送用ハードケース等

(2) 新システムの機能

- ア 携帯電話が利用できない地域でも、衛星携帯電話を利用して通話が可能
- イ タブレット型パソコンの採用により、操作性・視認性が向上
- ウ 地図上に災害情報等を入力でき、各部隊で災害情報等の共有が可能
- エ 可搬型端末で写真の撮影及び送信が可能になり、各部隊で視覚的に被害状況の把握が可能
- オ 3G回線の利用により、情報処理能力が向上
- カ 3G回線を利用できない地域では、自動で衛星回線に切り替わり（災害時のみ、回線自動切替の設定を行う。）確実なアクセスが可能

3. おわりに

緊急消防援助隊の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、今後も定期的な訓練を行うことを予定していますので、関係消防機関につきましてはご理解とご協力をお願いします。

緊急消防援助隊動態情報システムの全体イメージ図





地図表示の画面構成図

東京消防庁指揮支援01 待機

所属部隊名	隊数	隊員数
指揮支援部隊	1隊	3人
都道府県指揮隊	0隊	0人
消火部隊	0隊	0人
救助部隊	0隊	0人
救急部隊	0隊	0人
後方支援部隊	0隊	0人
特殊災害部隊	0隊	0人
特殊装備部隊	0隊	0人
水上部隊	0隊	0人
航空部隊	1隊	2人

カテゴリ：道路通行不能地点
 投稿者：総務省消防庁01
 (2012/06/18 16:09:37)
 最終更新者：総務省消防庁01
 (2012/06/26 16:28:21)
 コメント：
 6/18 1600現在、首都高速は、走行不能地点多数あり。使用する際には十分注意。

データ通信の画面構成図

検索

差出人：さいたま市指揮支援01
 送信先：消防庁03
 受信日時：2012/06/27 11:25:35
 件名：さいたま指揮支援隊より途上報告
 既読

差出人：長野県隊02
 送信先：消防庁03
 受信日時：2012/06/27 11:23:53
 件名：長野県隊活動状況（報告）
 既読

差出人：青森県隊02
送信先：消防庁03
受信日時：2012/06/27 11:02:55
件名：青森県隊
 既読

差出人：愛知県隊02
 送信先：消防庁03
 受信日時：2012/06/27 10:59:14
 件名：現在の活動状況について
 既読

差出人：名古屋市指揮支援01
 送信先：消防庁03
 受信日時：2012/06/27 10:57:50
 件名：現在の活動状況について
 既読

差出人：青森県隊02
 送信先：消防庁03
 受信日時：2012/06/27 11:02:55
 件名：青森県隊

本文：
 青森県隊、首都直下地震災害へ出動。
 現在、岩手山サービスエリアに、県隊集結完了。
 各車両、燃料補給後、南下予定。
 現在のところ、東北道は異常無し。
 岩手山サービスエリア出発時間1130
 首都圏到達予定時間1900
 以上、青森県隊。

添付：

受信 ソート 詳細表示 返信 転送 作成



高知県 高知市消防局
消防局長 蒲原 利明

森・里・海と人の環
自由と創造の共生都市 高知

高知市は東西に広い高知県の中央部に位置し、南は浦戸湾を経て黒潮が流れる雄大な太平洋が一望できる土佐湾に面し、北には急峻な四国山地が連なり、東には肥沃な田園地帯が広がる自然豊かな都市です。明治22年4月1日に市制を施行し、高知県の経済、行政、文化の中心として発展を遂げてきました。

平成10年4月に、当時四国初の中核市へ移行し、平成の大合併に合わせ、平成17年1月には旧土佐山村及び旧鏡村と、平成20年1月には旧春野町と合併し、面積約309km²、人口約34万人の規模となりました。

古来より名所として知られる桂浜、はりまや橋、市の中央にそびえる高知城などがあり、坂本龍馬など数多くの偉人を輩出してきた高知市の街並みには、いまだその歴史を感じることもできる場所が多く残っています。高知城下の追手筋では、毎日曜日に江戸時代から300年続く街路市（日曜市）が行われています。また、毎年8月には約2万人が乱舞する「よさこい祭り」が開催されるなど、高知市には見どころがたくさんあります。

高知市消防局の取組

当消防局は、1本部4課3署7出張所で組織され346人の消防職員（うち女性職員6人）、810人の消防団員（うち女性団員46人）で市民の生命・身体・財産を守っています。

平成22年7月1日には、消防局を高知市総合あんしんセンターに移転し、火災調査体制の向上のため、鑑識・実験室を整備。火災予防に対する住民への啓発・火災原因の究明



消防鑑識室での研修風景

率の向上に活用しています。また、ITを駆使した「災害情報通知システム」を導入し、より高度となった消防緊急通信指令システムにより、一刻を争う災害に迅速かつ的確に対応し、かけがえのない「生命」を守っています。

当市においては近い将来必ず来る南海地震への対策が急務となっており、過去の南海地震で得た教訓を活かし、様々な課題に対して取り組むこととしています。

基本政策のひとつである“いのちと暮らしを守る「あんしんのまち」づくり”を実現するため、消防署所の耐震化と併せて署所再編計画に基づく5つの消防署所の耐震化及び再編整備を推進するとともに、東日本大震災の教訓を活かし、消防職・団員にエアージャケット（瞬間膨張防護服）を貸与する等安全確保を第一に、南海地震発生時の災害対応力の強化及び消防・救急体制の充実強化を目指しています。

また、自主防災組織の結成率100%達成を目指すとともに、防災人づくり塾等により防災リーダーを育成することとしています。防災人づくり塾では、昨年度までに約1,000人の防災リーダーの育成を果たすことができ、今後も定員を拡大して育成強化を図っていく予定です。

南海地震等大規模災害発生時には、公的救助機関の対応が遅れることが予想されるため、「自助・共助」の考えに基づき広く救命講習の受講を推進し、大規模災害発生時の市民の救命率向上を目指し、今後も引き続き市民を対象に応急手当の普及啓発活動を継続して行っていきます。

当消防局は、消防と市民とが一体となって災害等に対して、市民の目線に立ち前向きに取り組み、いつまでも「元気なまち」高知を守っていくため、消防職・団員一丸となって精進してまいります。



エアージャケット
（瞬間膨張防護服）

平成24年度 茨城県火災調査研究会を開催

茨城県立消防学校

茨城県立消防学校は平成24年6月22日、県内外の消防本部から124名の参加者が集い、火災調査技術の向上を図るために火災調査研究会を初開催しました。研究会では東日本大震災で火災調査にあたられた気仙沼本吉地域消防の小山氏に津波火災の講演を、また、船橋市消防の柴田氏に中核市における火災調査と最新火災事例の講演を、さらに、県内消防本部から火災調査事例の発表を実施しました。消防学校では今後も県内の火災調査技術向上のために定期的に研究会を開催したいと計画しております。



研究会実施状況

危険物火災を想定し危険物施設と合同消防訓練を実施

坂戸・鶴ヶ島消防組合

平成24年6月8日、当消防本部は、危険物保安の意識高揚及び啓発推進のため、危険物施設を維持管理する日立インターメディックス（株）坂戸事業所の自衛消防隊と合同消防訓練を実施。自衛消防隊を含む社員約80名並びに消防車両5台により、119番通報、避難誘導・初期消火訓練、被害軽減を図るための初動対応等を確認。訓練終了後、同社坂戸事業所の高橋部長は「危険物等の事故防止への取組として保安教育、防火管理及び訓練は大切」と語るなど、大変有意義な合同消防訓練となりました。



合同訓練の様子

消防通信

望

楼

ぼうろう

防災講演研修会を開催

廿日市市消防本部

平成24年6月8日、当消防本部は廿日市市危険物安全協会との共催により防災講演研修会「危険物の漏洩対策について」を開催。関係者70名参加のもと、危険物漏洩の際に有効な工法や各種吸引資機材の使用方法等について、同協会会員事業所有識者の講義と実演を行い、活発な質疑が繰り広げられるなど、大変有意義な研修会となりました。当消防本部は、今後も、地域一体となってより効果的な事業に取り組み、危険物に対する意識啓発と向上に努め、安全なまちづくりを推進してまいります。

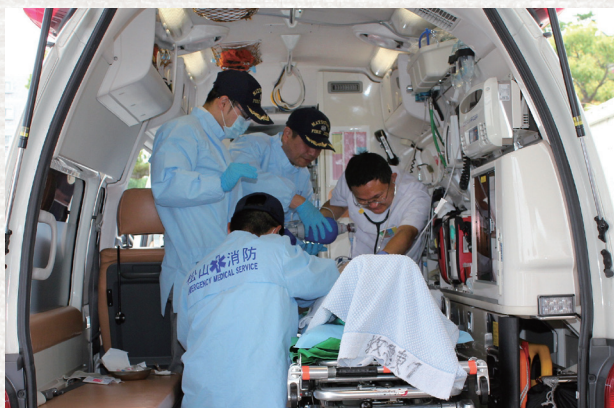


講演研修会実施状況

「派遣型救急ワークステーション」運用開始

松山市消防局

当消防局は、平成24年6月1日、愛媛県立中央病院に救急車1台と救急隊員3名を9-17時まで派遣する「派遣型救急ワークステーション」を四国で初めて運用を開始。救急隊員108名を3人一組で病院に常駐させ、平時には同病院救命救急センターでの実習により救急救命処置の質を高め、出場時には必要に応じて救急車に同乗する医師とともに救急現場での活動充実を図ります。救急隊員が病院に常駐することで医師の助言を得ながら、病院との「顔の見える関係」を構築し、救命率向上に努めてまいります。



医師の指示・指導のもと、救命処置訓練

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、[E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp] まで [225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください]



消防大学校だより

救助科(第65期)

消防大学校では、平成24年4月16日から6月6日までの52日間、全国の消防本部等から選抜された救助業務の指導的立場にある職員60名が、救助科第65期に入校して共に学びました。

本科の教育目的は、救助業務に関する高度な知識及び技術の習得と、救助業務の教育指導者としての資質向上であり、特に、救助業務の管理者・指導者としての資質向上と、組織の幹部候補生として必要とされる知識や心構えの修得を主眼としました。

座学では、安全管理をはじめ、現場指揮、リーダーシップ論、救助行政の動向、NBC災害、救助技術の高度化、予防業務、火災調査、人事管理、教育技法、説得技法及

び接遇等、救助隊のリーダーとして必要不可欠な知識の習得に努めました。

実技では、教育指導演習、KYT訓練、指揮シミュレーション訓練、火災対応訓練、震災対応訓練、多数傷病者対応訓練、急流救助対策訓練、編みロープを使用した訓練及び学生企画総合訓練等から、救助隊リーダーとして身につけるべき基本技術を学びました。

特に今期から取り入れた教育指導演習では、学生が新人職員と教育職員に分かれ、模擬教育指導を実践して指導技法について研究しました。

また、実技全体を通じて、座学で学んだ安全管理理論を訓練で実践するため、「安全管理の実践」を目標に掲げ、危険な行動には迷わず笛を吹き確認する習慣を身につけました。

研修を終えた学生からは、「救助隊員の立場から管理者の立場へと転換していく時期であることを自覚することができた。」「今まで経験したことがない管理者として必要な分野への自己啓発のキッカケになった。」など、多くの前向きな意見がよせられました。

今後は、消防大学校で学んだ知識・技術をさらに深く学び、組織力強化と地域の安心と安全のため活躍することを期待します。



教育指導演習



指揮シミュレーション訓練



論文発表

危険物科(第7期)

消防大学校では、平成24年5月8日から6月6日までの21日間（教育訓練時間：143時間）にわたり、危険物科第7期の教育訓練を実施し、全国31都道府県から42名の学生が入校しました。

本科は、危険物業務に関する専門的な高度の知識及び技術を修得させ、危険物業務の教育指導者としての資質を向上させることを目的としています。

講義では、消防庁審議官や消防大学校長の講話のほか、消防庁危険物保安室長からは最近の危険物行政の動向、法令改正の趣旨や危険物の変遷等について、消防研究センター講師からは東日本大震災における各地の危険物施設の被害状況について学びました。また、危険物業務の指導者としての話し方技法及び危険物事業所への安全指導などの教育的な技法についても学びました。そして、各消防本部の課題となっております違反処理・書類作成要領及び模擬立入検査を実施し是正指導方法について学びました。

校外研修では、J X日鉱日石エネルギー根岸精油所、タツノメカトロニクス横浜工場及び東京消防庁消防技術安全所等に出向いて、大規模危険物施設、給油所の設備、危険物判定等について知識を深めました。

課題研究では、学生が日頃職場で抱えている問題を課



腐食・防食実験

題として班ごとに日夜討議を重ね発表を行い、活発な質疑や適切なアドバイスがなされました。

教育を終えた学生からは、「課題研究を進めていく中で、それぞれの問題点の把握、解決策の検討を行えたことは、今後の業務に大いに活かせると実感した。」「腐食・防食の実験では、今まで分かりにくかった土中の腐食の現象がよく理解できた。」などの意見がありました。

また、寮生活では各学生が寝食を共にし、42名が相互の友情を深めるとともに、危険物行政に携わる者同士としての絆を深めました。

今後は、消防大学校で得た知識、技術を十分に発揮して、地域の安心と安全のため更なる活躍が期待されます。



東京消防庁消防技術安全所



タツノメカトロニクス横浜工場



9月9日は救急の日

救急企画室

1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に実施され、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。この期間に、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種の行事を開催しています。

2. 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係各機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点を置くものとしています。

- (1) 応急手当の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

3. 期間中に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対し、総務大臣及び

消防庁長官が表彰を行います。

(2) 「救急の日2012」

消防庁、厚生労働省、日本救急医学会及び日本救急医療財団の共催により9月9日（日）、10日（月）の2日間、有楽町駅前広場において「救急の日2012」のイベントを開催します。今年は消防庁のマスコットキャラクターである消太に加え、札幌市消防局、東京消防庁、大阪市消防局、堺市消防局、神戸市消防局のマスコットキャラクターも登場します。

今回も救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、東京消防庁による救急救命士の特定行為を含んだ救急救命処置訓練の実演、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

4. おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様にも再認識され、救急業務に対する理解が深められることを期待するとともに、各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況をはじめ、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様の「救急車の適正な利用」に対するご理解とご協力が得られることを期待しています。



東京消防庁救急隊による活動実演（平成23年度）



ゲストの加藤紀子さんも心肺蘇生法を体験（平成23年度）

事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ

防災課

地域防災の中核的存在である消防団員の約7割が被雇用者であるという現状を鑑み、消防庁では、平成19年1月から消防団活動に協力している事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を導入し、事業所の地域社会での信頼性の向上及び事業所と地域社会の協力による地域防災体制の一層の充実を図っています。

1. 各市町村の制度導入状況等

消防庁で実施したアンケート調査によると、平成24年4月1日現在、全国で926市町村（全国の53.8%）が本制度を導入済みであり、このうち、富山県、福井県、長野県、静岡県、三重県及び高知県では、県内全市町村で本制度を導入しています。

なお、926市町村のうち694市町村が消防団協力事業所表示証を交付しています。

また、全国で消防団協力事業所に認定された事業所数は8,603事業所となり、着実に増加しています。

（参考）消防団協力事業所認定数の推移

平成24年 4月1日現在	8,603事業所
平成23年10月1日現在	7,727事業所
平成22年10月1日現在	6,228事業所
平成21年10月1日現在	4,317事業所

2. 地方公共団体の取組事例

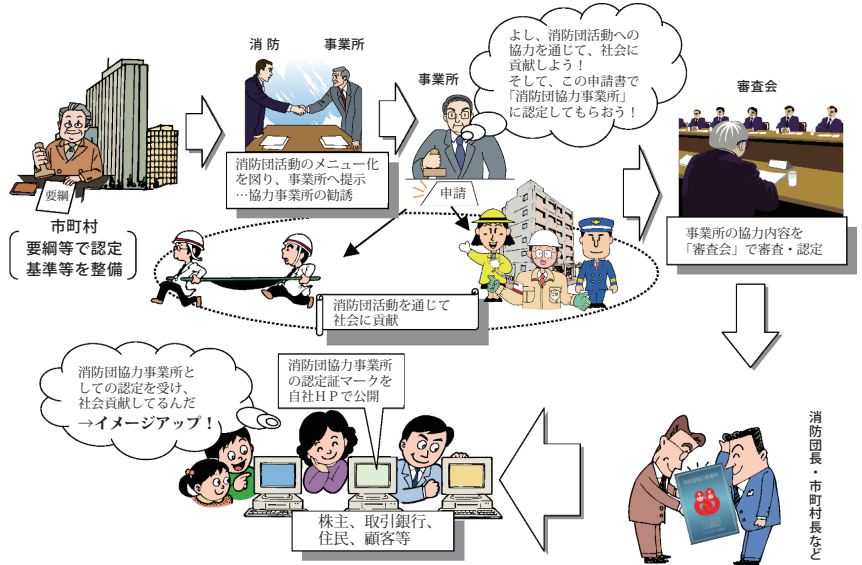
地方公共団体の中には、消防団活動に協力している事業所に対する建設工事等の入札参加資格に係る優遇措置や税制上の優遇措置を設けているところもあります。

例えば、長野県で「消防団協力事業所表示制度」の創



平成23年度消防庁消防団協力事業所表示証交付式の様子

消防団協力事業所表示制度のイメージ図



設を契機とし、全国初の事例となる法人事業税及び個人事業税の減税措置が導入されたほか、静岡県においても、同様の措置が導入されています。

3. 消防庁消防団協力事業所表示証の交付

消防庁においても、事業所との協力関係のより一層の推進を図るため、全国的に特に顕著な功績が認められる事業所を賞揚する「消防庁消防団協力事業所表示制度」を創設し、毎年2月に消防庁消防団協力事業所表示証の交付式を行っています。これまでに交付した事業所数は、641事業所となっています。

消防庁としては、今後も本制度の導入が全国の市町村で拡大し、事業所と消防団が連携・協力を深めることにより、消防団の活動環境の整備や地域全体の防災体制の充実強化につながることを強く期待しています。

また、より一層効果を発揮するためには、全国のすべての市町村において本制度を早期に導入していただくことが望まれるところであり、本制度の導入を行っていない市町村においては、制度を導入していただくとともに、認定事業所を増やしていただきたいと考えています。

なお、消防庁のHPでも、消防団協力事業所表示制度について紹介しています。

(<http://www.fdma.go.jp/syobodan/welcome/company/index.html>)

警防業務リーダー講習会の開催について

消防大学校

消防大学校では、昨年度に引き続き平成24年度においても警防業務リーダー講習会を開催します。今年度は全国5カ所で行うこととしており、第1回目の講習会を6月22日に仙台市（東北大学キャンパス）において開催し、東北地方を中心とした164名の消防職員が受講しました。

本講習会は、消防大学校における講義の受講機会拡充を図るため、受講希望の多い内容について、全国各地において出前講座として開催するものであり、昨年度は北海道、兵庫県及び熊本県の3カ所において実施しました。

今年度についても、東北地区を皮切りに、全国各地において順次開催する予定です。

講義については、警防業務の指導・監督者に対し業務に必要な知識及び能力を修得させ、教育指導者としての資質を向上させることを目的として、昭和女子大学大学院 山崎洋史教授による「リーダーシップと部下の指導育成」、消防庁国民保護・防災部防災課 石山英顕広域

応援室長による「震災後の消防防災」及び消防大学校 上田伸次郎教授による「現場指揮と安全管理」と題した講義を行いました。

受講生からは「大変有益であった。」との意見が多く寄せられており、本講習会で修得した知識をそれぞれの職場で発揮され、全国各地での警防業務の充実・強化が図られることが大いに期待されます。

●講習会開催予定

	日 程	開催地
第2回	8月3日（金）	東京都会場（消防大学校）
第3回	9月14日（金）	愛知県会場（名古屋市）
第4回	12月21日（金）	京都府会場（京都市）
第5回	2月1日（金）	広島県会場（広島市）



講習会の様子

6月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予 第215号	平成24年6月5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成24年度都道府県予防事務担当者会議について
消防危 第154号	平成24年6月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の火災対策について
消防予 第216号	平成24年6月8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器設置対策基本方針に基づく各種施策等の推進状況調査について
消防消 第141号	平成24年6月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	平成23年度消防職員委員会の運営状況及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について
事務連絡	平成24年6月13日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	消防活動用バイクの活用状況等に関する情報提供について
事務連絡	平成24年6月14日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	「社会貢献委員会」が実施する平成24年度秋季全国予防運動にあわせた住宅用火災警報器及び住宅用消火器の配布等モデル事業の実施について
消防消 第147号 消防災 第575号	平成24年6月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 防災課長	消防団員の厳正な服務規律の確保等について
消防消 第146号 消防災 第225号	平成24年6月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 防災課長	消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について
事務連絡	平成24年6月19日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書」の積極的活用について
消防消 第151号 消防情 第192号	平成24年6月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災情報室長	音声以外の緊急通報受信時の再確認について
消防予 第253号	平成24年6月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防法の一部を改正する法律の公布について
消防消 第156号 消防予 第257号 消防危 第167号 消防情 第196号 消防応 第116号	平成24年6月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 消防庁防災情報室長 消防庁応急対策室長	電力の需給ひっ迫に伴う停電等への対応について（通知）

広報テーマ

8 月		9 月	
① 防災訓練への参加の呼びかけ ② 外出先での地震の対処 ③ 危険物施設等における事故防止	応急対策室 防災課 危険物保安室	① 9月9日は救急の日 ② 防災品の普及について ③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	救急企画室 予防課 防災課



第41回 全国消防救助技術大会



日時 平成24年8月7日(火) 9:00~16:30 **入場無料**

- 場所**
- 陸上の部: ゆりかもめ新豊洲駅前特設会場 (江東区豊洲6丁目)
ゆりかもめ「新豊洲駅」より徒歩1分
 - 水上の部: 東京辰巳国際水泳場 (江東区辰巳2丁目8-10)
東京メトロ有楽町線「辰巳駅」より徒歩10分
東京メトロ有楽町線・JR京葉線・りんかい線「新木場駅」より徒歩12分
 - 消防レスキューフェスタdeらぼーと豊洲 (江東区豊洲2丁目4-9)
東京メトロ有楽町線・ゆりかもめ「豊洲駅」より徒歩6分



シャトルバス運行のご案内
各会場間でシャトルバスを運行します。
運行時間: 7:30~16:30 (概ね15分間隔)
※ 駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

主催/一般財団法人全国消防協会 後援/総務省消防庁・全国消防協会 主催/東京消防庁
協力/東京ガス東海興業株式会社 東京消防庁総務課総務課消防救助大会運営事務局 (電話: 03-3712-2111)
東京消防庁ホームページのご案内 イベントの詳細は東京消防庁ホームページをご覧ください。 <http://www.tfd.metro.tokyo.jp> 東京消防 総務



2020年 オリンピック・
パラリンピックを日本に!

